

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務執行に係る基本姿勢

(中期目標)

-

(中期計画)

-

(年度計画)

適正かつ透明性の高い組織・業務運営を図るため、役員によるヒアリングの継続的实施、倫理懇談会の開催等を行うことに加え、職員の意識改革を進めるため、研修・会議や現地ミーティングを通じて役員と職員一人一人が抱える悩み等について議論を行う機会を設ける。

また、規程等のルールを遵守し、厳格な文書管理事務を遂行し、的確な事業執行を図るほか、用地補償契約については平成18年度に引き続き、入札等監視委員会での審議対象とし、透明性の確保を図る。

このほか、水門設備工事における談合事件に係る平成19年3月の公正取引委員会からの機構に対する要請等を踏まえ、職員に対して法令遵守の徹底を図るとともに、事業者による入札談合防止等の不正行為を抑止するため、競争性・透明性を高める入札方式の改善、当該不正行為に対するペナルティの強化等に取り組む。

(年度計画における目標設定の考え方)

本社及び支社・局と現場との情報の共有化及び連携を密にするとともに、再発防止に向けての取組に努めることとした。

(平成19年度における取組)

業務執行に係る基本姿勢

適正かつ透明性の高い組織・業務運営を図るため、研修、現地ヒアリングの機会を通じて、役員と職員一人一人が対話、議論を行い、意識改革の徹底を図っている。

また、水門談合事件に関し、国民の信頼を回復するため、外部有識者参画の下、入札談合調査等委員会を設置し、一般競争入札の拡大、事件に関与した企業への再就職の自粛等の再発防止策(以下参照)を本年6月15日に取りまとめ、実施している。

1) 入札談合防止のための職員の綱紀の保持

発注担当者を対象とした発注者法令遵守等規程の制定、マニュアルの整備による入札談合防止に係る法令遵守の徹底、業界関係者等からの不当な働きかけの防止及び情報の公表・公開と管理の適正化を図るため、以下のような内容を徹底する説明会を概ね6月から7月に全国の事務所で実施した。

- ・業者に対して受付を通しての事務所への入室を徹底する。
- ・挨拶を所長室等密室で受けない。

- ・もし室内で対応する場合は必ず複数で対応する。もしくは録画、録音を行う。

これらの機構の姿勢を業者に対して明らかにするため、事業者の皆様へと題したポスターを事務所入口等に掲示し徹底を図った。

この他、発注担当者法令遵守マニュアルを独自に作成（味噌川ダム）、名刺管理ソフトを導入したパソコンを設置し執務室への入室制限の円滑化（一庫ダム）、全ての発注案件において法令遵守チェックシートを使用（徳山ダム）する等、各現場事務所において創意工夫が見られた。



図 - 1 掲示ポスター・名刺管理ソフト
（一庫ダム）

図 - 2 法令遵守チェックシートによる点検
（徳山ダム）

監査の充実としては、監査の重点事項の一つに契約の競争性、透明性の確保等を指定し、慎重な監査を行った。更に通常の監査に加え、入札契約に関する臨時実地検査（4箇所）を行うなど充実を図った。

2) コンプライアンス実効性確保のための経営トップの率先関与

理事長、副理事長が会議、研修等の場でコンプライアンスの重要性を直接職員に呼びかけ、理事長を含む全役員が現場事務所に出向き、職員と対話を行った。

3) 契約の透明性、公正性の一層の確保

一般競争入札方式の拡大等、透明性、公正性をより確保する取組を行った。

4) 入札談合等不正行為に係るペナルティの強化

重大な独占禁止法違反行為等における指名停止期間を現行の1.5倍相当とし、その最長期間を24ヶ月から36ヶ月に延伸した。

5) 全職員を対象としたコンプライアンスの強化

全職員を対象とする発注担当者の法令遵守に関する説明会、退職予定者に対する法令遵守に関する説明会及び既退職者（希望者）に対する法令遵守意識啓発のための説明会を開催し、各種内部職員研修の際にはコンプライアンスに関するプログラムを実施した。また、職員の人権及び同和問題に関する理解を深めるため、弁護士や法務局職員を講師とした研修会等を実施した。

6) 再就職の見直し

- ・当分の間、今回の事件に関与した企業及び機構退職者に対し、当該企業への再就職の自粛を要請した。
- ・役員、本社の部室長や支社局の長等幹部職員については、退職後2年間、工事受注企業への再就職を自粛することとした。
- ・平成18年4月に導入した高齢者の継続雇用制度により退職後も働ける環境を整備した。
- ・「シニア人材活用室」を設置し、定年退職期を迎える職員に対して、ハローワーク、民間企業等の求人情報を提供した。

7) 倫理懇談会の格上げ

倫理懇談会を倫理委員会へ格上げし、内部統制の取組状況に関する審議及び倫理に反する事案についての審議を実施した。

8) 倫理行動指針(仮称)の策定検討

機構の基本理念として、独立行政法人水資源機構倫理行動指針(仮称)を策定するため、各事務所等において議論・検討を進めた。

中期目標等における目標の達成状況

トップが直接職員と向き合って、以上のような取組を行うことで、コンプライアンスの重要性の認識を図ることができた。また、内外を含め説明会の開催、マニュアル作成から、より透明性、公正性を確保することができた。今後のコンプライアンス等の強化のため、倫理行動指針(仮称)の策定検討を進めるなど引き続き推進していく。

(2) 計画的で的確な事業の実施 新築事業・改築事業

(中期目標)

施設の新築事業については、渇水時にも安定的に水を供給する観点から計画的かつ的確な実施に努めること。

施設の改築事業については、ライフサイクルコスト低減の観点、水路からの漏水防止及び地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点から計画的かつ機動的な実施に努めること。

継続中の事業については、その事業の進捗状況を踏まえた中期計画を作成すること。

中期目標期間内の事業の実施に当たっては、毎年度の国の予算を踏まえたうえで、的確に行うこと。

(中期計画)

別表1「ダム等事業」及び別表2「用水路等事業」に掲げる9施設の新築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的で的確な事業執行を図る。

また、戸倉ダム建設事業については、事業実施計画の廃止手続きを行う。

ライフサイクルコスト低減の観点、水路からの漏水防止及び地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点から、別表1「ダム等事業」及び別表2「用水路等事業」に掲げる7施設の改築事業については、的確な施設更新を実施する。

(年度計画)

新築事業

別表1「ダム等事業」に掲げる7施設の新築事業のうち、滝沢ダム建設事業及び徳山ダム建設事業については、これまでに引き続き事業費管理検討会を開催するとともに、平成20年度での管理移行に向けて計画的で的確な事業執行を図る。このほか、同検討会を未設置の事業においても設置に向けた取組等を進めることにより、計画的で的確な事業執行を図る。

なお、別表2「水路等事業」に掲げる福岡導水建設事業については、事業の進捗に向けて関係機関等との調整を進める。

改築事業

ライフサイクルコスト低減の観点、水路からの漏水防止及び地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点から、別表1「ダム等事業」及び別表2「用水路等事業」に掲げる6施設の改築事業について、的確な施設更新を実施する。

なお、平成19年度より豊川用水二期事業において、事業実施計画の一部変更を行い、大規模地震対策及び石綿管除去対策に着手する。また、印旛沼開発施設緊急改築事業においても、事業実施計画の一部変更を行い、酒直水門の改築に着手する。

別表1「ダム等事業」

1. ダム等事業の進捗計画

(1) 事業の進捗概要

1) 中期目標期間中に事業の完了・効果発現を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					備考
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
滝沢ダム建設	国土交通大臣						試験湛水を実施するとともに、残土受入地整備工事、付替道路工事、撤去及び原形復旧工事等の進捗を図り、平成19年度に完成させる。
徳山ダム建設	国土交通大臣						試験湛水を実施するとともに、周辺整備工事、山林公有地化等の進捗を図り、平成19年度に工事を完了させる。

2) 事業の進捗を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					備考
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
思川開発	国土交通大臣						付替道路及び工事用道路工事、用地補償、調査等を実施する
武蔵水路改築	国土交通大臣					*	水路調査、水路改築設計等を実施する。。
川上ダム建設	国土交通大臣						継続調査及び付替道路工事を実施する。
丹生ダム建設	国土交通大臣						継続調査等を実施する。
大山ダム建設	国土交通大臣						平成24年度完成を目指し、ダム本体建設工事に着手するほか、補償を行うとともに、工事用道路工事及び付替県道・付替林道工事を実施す
小石原川ダム建設	国土交通大臣						地質調査、環境調査、集団移転地造成、用地補償等を実施する。

(2) 計画事業量

事業用地取得量 0.2km²
 上記計画事業量は中期目標期間の事業用地取得計画事業量(3km²)の6.7%である。
 付替道路施工延長 2.31km
 上記計画事業量は中期目標期間の付替道路工事延長計画事業量(15km)の15.4%である。

注1) 目的欄中 *は都市用水を示す。

注2) 上記進捗計画は、下記のような機構の裁量外である事項を除いて設定したものである。

- ・国からの交付金、補助金の年度予算の変動
- ・水資源開発基本計画等、国において決定される計画、行政機関が行う政策評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価、他の事業主体により実施される水源地对策の進捗状況、その他の他律的な事項
- ・自然災害、希少動植物の発見による環境保全、その他の予測し難い事項

注3) 滝沢ダム、徳山ダム、川上ダムでは、発電を受託している。

別表 2

「用水路等事業」

2. 用水路等事業の進捗計画

(1) 事業の進捗概要

事業の進捗を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					備考
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
印旛沼開発施設緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						機場ポンプ設備改修工事等を実施する。
群馬用水施設緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣						機場改築工事及び幹線水路改築工事を実施する。
豊川用水二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						幹線水路併設水路及び支線水路等改築工事を実施する。
香川用水施設緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						調整池本体工事を実施する。
両筑平野用水二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						導水路・幹支線水路等改築工事を実施する。
福岡導水	厚生労働大臣						関係機関との調整を進める。

(2) 計画事業量

- 水路工事（改築）延長 15.3 km
上記計画事業量は中期目標期間の水路工事延長計画事業量（96km）の15.9%である。
- 施設（ポンプ）改築 2台
上記計画事業量は中期目標期間のポンプ改築計画事業量（37台）の5.4%である。
- 調整池本体盛立量 41万m³
上記計画事業量は中期目標期間の調整池本体の盛立計画事業量（60万m³）の68.3%である。

- 注) 上記計画事業量は、下記のような機構の裁量外である事項を除いた工程において設定したものである。
- ・国からの補助金の各年度予算の変動
 - ・水資源開発基本計画等、国において決定される計画、行政機関が行う政策評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価、他の事業主体により実施される水源地対策の進捗状況、その他の他律的な事項
 - ・自然災害、希少動植物の発見による環境保全、その他の予測し難い事項

(年度計画における目標設定の考え方)

ダム等事業

機構は、中期計画で定められた事業ごとの進捗計画に基づき、事業用地については、法手続等の積極的活用も含めた的確な工程管理、説明責任を果たすため、補償業務規程に則った適切な補償業務の実施及び生活再建対策の充実・地域振興の推進による円滑な業務執行という3つの基本方針を定め、用地補償業務に取り組んでいくこととし、付替道路の工事等の実施については、総合的なコスト縮減、事業費管理、工程管理、自然環境への配慮及び説明責任を念頭に事業の進捗を図ることとした。

また、別表1に掲げる8施設のうち、2事業については平成17年度にダム本体打設（盛立）を完了したが、新築事業に関する事業用地取得量及び付替道路施工延長については、各事業の進捗状況を踏まえ、事業計画量を設定した。また、1施設の改築事業については、関係機関との調整や調査を進めることにより、その進捗を図ることとした。

用水路等事業

中期計画に定める用水路等建設7事業の計画的で的確な事業進捗を図るため、関係機関や利水者及び施工地域住民への事業説明会を開催するなど、地元調整等を円滑に行いながら、水路工事（改築）、施設（ポンプ）改築工事、堆積土砂撤去工事等を実施していくこととした。また、事業の実施に当たっては、工事の着工前及び建設の各段階において、利水者や地域住民に対し、施設の設計内容や工事の工程、用地の取得・借地計画、工事实施状況等について説明を行い、十分な理解を得ながら進めることを基本としながら、総合的なコストの縮減、環境保全への配慮及び適正な事業管理を念頭に事業進捗を図ることとした。

別表2に掲げる各事業に関する水路工事（改築）、施設（ポンプ）改築、堆積土砂撤去及び調整池盛立の施工量については、各事業の進捗状況等を踏まえた計画事業量を設定した。

（平成19年度における取組）

ダム等事業

1. 事業用地の取得及びダム本体の施工等

表 - 1 本中期計画期間内に完了を予定していた事業の進捗状況（単位：億円）

事業名	総事業費	H19まで	進捗率	H19予算	H19までの実施内容等
滝沢ダム	2,243	2,150	97%	94	平成19年度予算をもって、ダム本体関連工事、付替道路工事等を完成させ、平成20年3月末には試験湛水の最高水位（サーチャージ水位）に達したが、その後、貯水池周辺の斜面の変状の調査・対策が必要となり、安全を確保しつつ、試験湛水を継続中である。 （本体コンクリート 180万m ³ ）
徳山ダム	3,500	3,351	96%	91	平成19年度予算をもって、ダム本体建設工事、洪水吐き建設工事、付替道路工事を完了させ、平成20年年度より管理に移行した。 （本体盛立 1,390万m ³ ）

（1）事業用地の取得

平成19年度は、思川開発事業をはじめ、5事業において0.41km²の事業用地を取得した。年度計画では0.2km²の事業用地の取得を計画していたが、徳山ダム建設事業における河川管理施設の一環として整備する貯水池周辺の樹林帯及び思川開発事業南摩ダム建設における付替道路の用地取得については、事業の必要性を地権者に十分説明したことと、地権者の協力を得て順調に進めることができたことにより、取得計画を上回る結果となった。

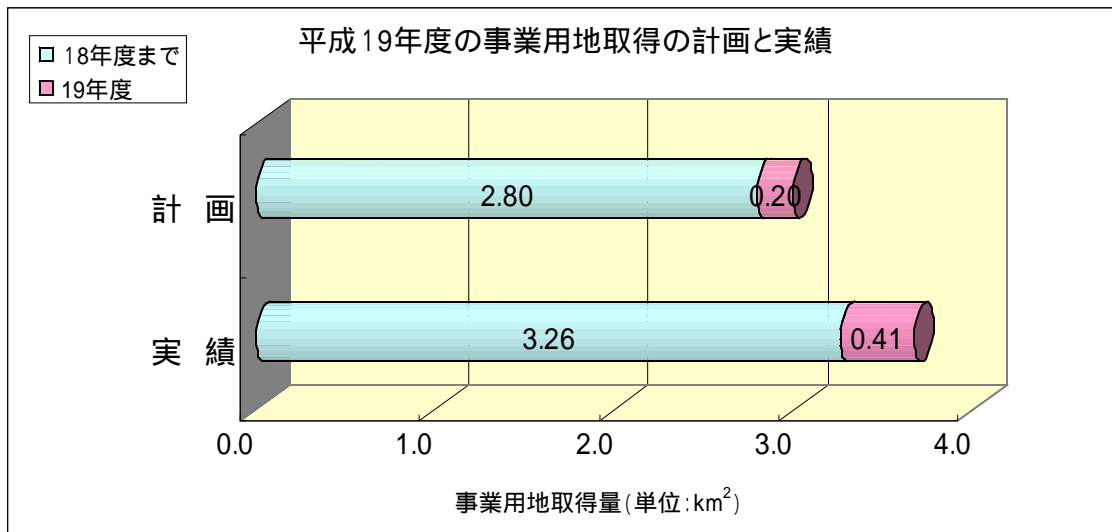


図 - 1 事業用地取得量の計画と実績

事業別に見ると、滝沢ダム建設事業では、付替道路の追加用地の取得を進めた。また、平成20年度から管理移行する徳山ダム建設事業では、樹林帯用地の取得を進めた。

思川開発事業については、南摩ダム建設の水没地の用地取得の他、付替道路用地の取得を進めた。

小石原川ダム建設事業については、事業用地の取得に向けて、平成19年8月26日に損失補償基準を地元地権者団体に提示し、平成20年3月23日には補償基準を受結した。平成20年度はこの補償基準に基づき、各地権者と補償契約を開始する予定である。

また、武蔵水路改築事業については、事業実施計画の認可に向けて利水者と調整中である。同計画の認可後、事業用地の取得に着手する予定である。

このほか、川上ダム及び大山ダムの各建設事業では、付替道路の用地取得を進めた。

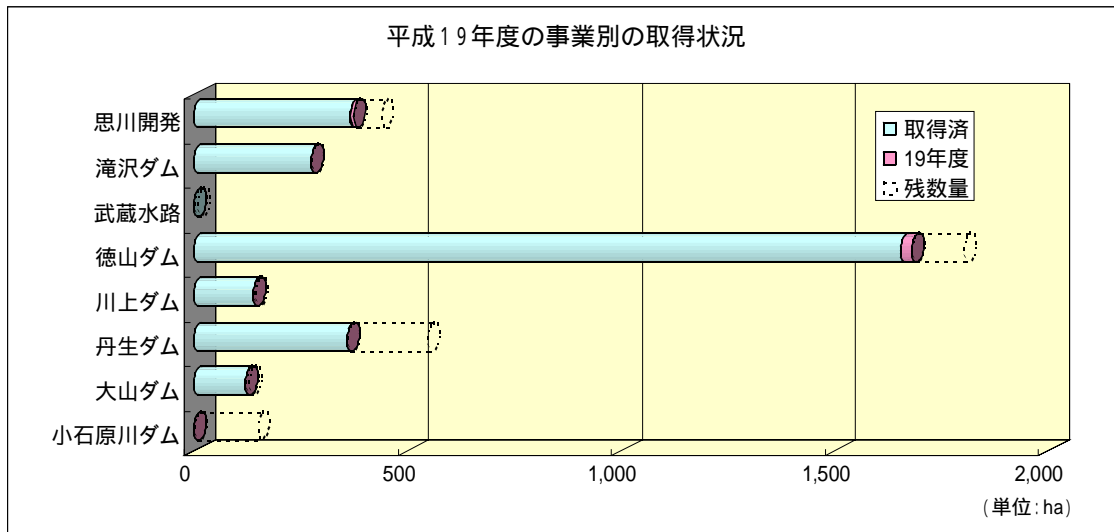


図 - 2 事業別取得状況

(2) ダム本体の施工

事業別に見ると、試験湛水中の滝沢ダム建設事業では、平成17年10月1日に試験湛水を開始し、平成19年度には所要の工事を完了させた。平成20年3月末には試験湛水の最高水位（サーチャージ水位）に達したが、その後、貯水池周辺の斜面の変状の調査・対策が必要となり、安全を確保しつつ、試験湛水を継続中である。なお、平成20年2月公募によりダム湖名を「奥ちちぶもみじ湖」と決定した。

徳山ダム建設事業では、平成18年9月25日に試験湛水を開始し、平成20年5月5日をもって試験放流を完了し、試験湛水を終了した。また、平成16年度に新設した特定事業先行調整費制度を活用し、機構の自己資金約146億円を支弁したことにより計画的に事業を進捗させ、平成19年度には管理に必要な全ての工事を完了し、平成20年度より管理に移行することができた。平成20年5月には、環境保全対策における技術開発など、ダム技術の発展に著しい貢献があったと評価され、ダム工学会の技術賞および技術開発賞を受賞した。

一方、平成19年4月には徳山ダムの公共補償で建設した徳山会館がオープンし、12月までの利用者が約82,000人と非常に好評を博している。また平成17年より議論を重ねてきた「揖斐川水源地域ビジョン」の着実な推進のため、関係自治体、企業、NPO等の賛同を得て「揖斐川水源地域ビジョン推進協議会」を平成20年2月13日に設立した。なお、平成20年1月ダム湖名を「徳山湖」と決定した。

大山ダム建設事業では、平成19年4月10日に「高度技術提案型総合評価落札方式」により決定した契約を締結した。平成19年5月1日に本川の転流、8月28日に支川の転流を行い、8月6日にダム本体工事の起工式を行い本格的な堤体の基礎掘削を開始した。

思川開発事業については、平成19年12月21日に事業評価監視委員会による事業再評価を受け、事業の継続が妥当とされた。

小石原川ダム建設事業では、平成19年8月1日に利水事業の評価、8月6日に事

業評価監視委員会での治水の事業再評価を受け、継続が妥当とされた。また、事業用地の取得に向けて地元と協議を重ねた結果、平成19年8月に小石原川ダム水没者対策協議会へ小石原川ダム建設事業に伴う損失補償基準協定書を提示し、平成20年3月に調印を行い、進捗を図った。



写真 - 1 徳山ダムの試験放流状況



写真 - 2 徳山ダムの試験湛水状況
(貯水池横断橋から堤体をのぞむ)



写真 - 3 滝沢ダム試験放流状況



写真 - 4 滝沢ダム試験湛水状況
(貯水池から堤体をのぞむ)



写真 - 5 大山ダム
(ダムサイト周辺)



写真 - 6 思川開発
(付替県道工事)

(3) 付替道路の施工

思川開発、川上ダム及び大山ダムの各建設事業では、付替道路の施工を進めており、平成19年度計画事業量2.3kmに対し、2.4kmを施工した。

2. 事業費管理検討会の設置・開催等の取組

徳山ダム建設事業における事業費管理検討会は、平成20年1月に開催し、滝沢ダム建設事業における事業費管理検討会は、平成19年5月及び9月に開催した。いずれも事業の進捗状況、事業費縮減の実施状況、事業執行上の課題への対応などについて説明を行い、検討会委員の確認を得た。

その他、大山ダム建設事業、小石原川ダム建設事業については、平成20年2月及び3月に事業費管理説明会を開催した。

課 題

【淀川水系流域委員会と川上ダム建設事業及び丹生ダム建設事業】

淀川水系流域委員会（以下「流域委員会」という。）は、淀川水系における個別事業を含む具体的な河川の整備内容を定める「河川整備計画」について、学識経験を有する者から意見を聴取する場として、平成13年2月、国土交通省近畿地方整備局によって設置された。

その後、第1次、第2次流域委員会における審議がなされ、平成19年1月の委員会をもって一次休止、6年間の成果をレビューするため平成19年2月に設置されたレビュー委員会で、「レビュー委員会の見解」がまとめられた。

淀川水系河川整備方針については、平成19年7月の社会資本整備審議会河川分科会において了承され、同年8月官報告示され、近畿地方整備局は第3次流域委員会を平成19年8月に設置、流域委員会では同月公表された「河川整備計画原案」に対して現在審議を行っている。

河川整備計画原案に示された丹生ダム及び川上ダムの各建設事業の位置づけ、趣旨は下記のとおり。

- ・丹生ダム：高時川の洪水対策の緊急性が高いことを念頭に、新規利水者の撤退を踏まえ、ダム規模を縮小のうえ、ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査、検討を行う。
なお、丹生ダム建設事業において異常渇水対策容量を確保することとしているが、ダムで容量を確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価して確定するために調査、検討を行う。

- ・川上ダム：岩倉峡上流における浸水被害軽減及び下流の安全度の向上のための洪水調節、前深瀬川及び木津川の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持、木津川上流ダム群の長寿命化（機能確保・維持）並びに三重県（上水）の新規利水の確保に資するために実施する。

以上のように、丹生ダム及び川上ダムの各建設事業については、いずれも実施する方向で原案に示された。

これに対し流域委員会（第3次）は、平成20年3月までに19回開催されたが、「これまでの整備局の説明は委員が十分納得出来るものであったとは言えず、現時点においてダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められ得ないため、「原案」を見直し、再提示を求める。」とした委員長、副委員長の意見書（案）に対し、反対意見も含め各委員から意見聴取、審議が行われている。

一方、河川整備計画原案に対しては、関係自治体の長（市町村長）からの意見聴取、関係住民からの意見聴取が行われ、ダム事業推進を含めた多くの意見が出されている。

今後近畿地方整備局は、流域委員会（学識経験者）、市町村長（関係自治体の長）、関係住民の意見を踏まえ、河川整備計画（案）を作成し、関係府県知事への意見照会を行った上で「河川整備計画」を策定する予定としている。

3．長寿命化容量の確保

これまでに整備してきた水資源開発施設が今後さらに年数を経ていく中で、将来の適切な施設管理の視点からは、計画的な維持管理・更新によるライフサイクルコストの低減がより重要となる。

また、平成19年7月には、国土交通省社会資本整備審議会の「次期社会資本整備重点計画の策定について」において、“社会資本ストックの老朽化等への対応”が課題の1つとして掲げられたところである。

ダムは極めて重要な社会資本であり、半永久的構造物でもあるが、堆砂が進行すれば機能が低下することから、ライフサイクルコスト低減のためには、効率的な堆砂対策を行っていくことが必要である。

しかしながら、堆砂対策としての浚渫は高額な費用を要する一方で、効率的な陸上掘削を行うために貯水位を低下させれば、安定的な水供給が困難となる。

このため、

- ・既設ダムから下流へ水を供給するための容量について、その代替として新設ダムで容量を確保し、代替補給することにより、従前の水供給に支障を与えずに既設ダムの水位を低下させて、効率的な陸上掘削を実施する。

- ・水系内のダム群でローテーションを組んで堆砂対策を実施することにより、代替容量をダム群で効率的に共有して、計画的に貯水池内の容量を保持する。

ことにより、水系全体のダムのライフサイクルコストの低減を図ることが可能となる。
 また、堆砂除去は、貯水池の底質からの栄養塩等の溶出を抑制し、水質向上にも寄与する。

このような観点から、既設ダムの長寿命化のための代替容量（長寿命化容量）の確保の検討を実施し、「ダムの長寿命化容量の確保」の制度提案を行った。この提案を踏まえ、国土交通省において制度創設要求が行われ、平成20年度からの新規制度として認められた。

なお、川上ダムに長寿命化容量を確保することについて関係者調整を進めている。

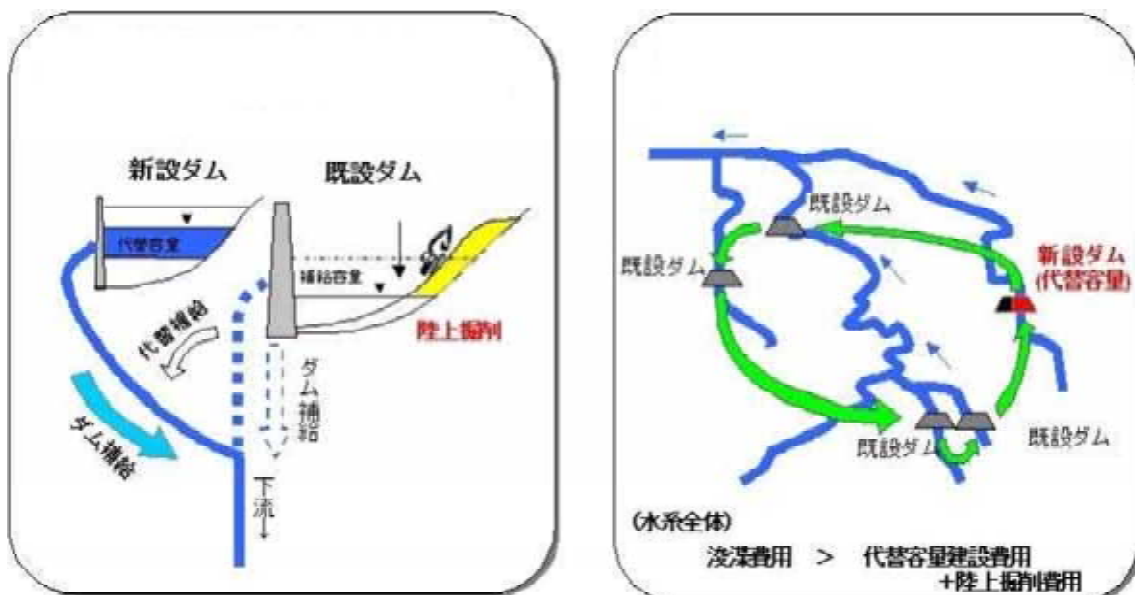


図 - 3 既設ダムの長寿命化のイメージ

中期目標等における目標の達成状況

徳山ダム建設事業では、平成20年5月をもって試験放流を完了し、試験湛水を終了した。平成19年度には管理に必要な全ての工事を完了させ、平成20年度より管理に移行し、本格的な管理運用を行っている。

滝沢ダム建設事業では、平成19年度には所要の工事を完了させ、平成20年3月末には試験湛水の最高水位（サーチャージ水位）に達したが、その後、貯水池周辺の斜面の変状の調査・対策が必要となり、安全を確保しつつ、試験湛水を継続中である。

大山ダム建設事業では、平成19年8月に転流が行われ、本格的な堤体の基礎掘削を開始した。

思川開発事業及び川上ダム建設事業では、諸調査とともに付替道路工事等を実施した。

小石原川ダム建設事業では、平成20年3月に小石原川ダム水没者対策協議会と小石原川ダム建設事業に伴う損失補償基準協定書の調印を行い、事業用地の取得に着手した。

丹生ダム建設事業及び武蔵水路改築事業では、諸調査を実施した。

なお、平成19年度における事業用地の取得については、5事業において、計画量0.2km²に対し、0.37km²の事業用地を取得した。また、付替道路の施工については、3事業において年度計画事業量2.3kmを上回る2.4kmの施工を行った。

以上により、中期計画に掲げる計画的で的確な事業の実施〔新築事業・改築事業（別表1「ダム等事業」）〕については、本中期目標期間中、達成できたものと考えている。

(平成19年度における取組)

用水路等事業

1. 水路改築の実施等

ライフサイクルコスト低減、並びに水路からの漏水防止及び地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点から、5施設の改築事業について、的確な施設更新を実施した。

豊川用水二期事業では、新規制度である大規模地震対策及び石綿管除去対策に係る事業の追加とそれに伴う計画変更について、関係機関との調整を了するとともに、受益農家約29,000人をはじめとする関係利水者の同意を取得し、平成20年1月に事業実施計画の変更の認可を得て工事に着手した。

印旛沼開発施設緊急改築事業では、現事業計画により事業を完了することで関係機関等との調整が行われた。

群馬用水施設緊急改築事業では、文化庁との協議を踏まえた国指定史跡区域内での施工方法の見直しに伴う予定工期の1年延伸について、関係機関との協議及び関係利水者の同意を得て、事業実施計画変更の認可を平成20年1月に得た。

福岡導水事業では、県等の関係機関と一体となった取組により、地元関係者等との調整を図り、平成20年度から工事を実施する予算が認められた。

(1) 水路工事(改築)

中期計画期間における施工延長9.6kmに対し、平成18年度までに80.7kmの施工が完了している。

平成19年度は、年度計画15.3kmのうち、15.3kmの施工を実施した。これにより、今中期計画期間における施工延長は9.6kmとなった。



併設水路工事状況(開削施工)

写真-1 豊川用水二期事業



併設水路工事状況(シールド工)

写真-2 群馬用水施設緊急改築事業



導水路改築工事状況（既設管水路への更正材挿入）

写真 - 3 両筑平野用水二期事業

（２）施設（ポンプ）改築

中期計画期間における改築台数 37 台に対し、平成 18 年度までに 35 台の改築が完了している。平成 19 年度は、年度計画 2 台のうち、2 台の改築を実施した。これにより、今中期計画期間における改築台数は 37 台となった。



写真 - 4 酒直機場（ポンプ施設の改築）

（３）調整池本体盛立工事

中期計画期間における堤体盛立量 60 万 m^3 に対し、平成 18 年度までに 11 万 m^3 の施工が完了している。

平成 18 年度には、詳細な地盤調査の結果、ダム基礎となる支持地盤が計画より浅い位置で確認できたことから、堤体盛土基礎地盤高を当初計画よりも高くすることが可能となり、計画貯水量の確保は達成しつつ、計画盛立量 60 万 m^3 に対し、50 万 m^3 の盛立量をもって完了する計画とした。しかし、基礎地盤の一部において置き換えが必要となったことから調整池完成に必要な盛立量は約 52 万 m^3 となる見込みとなった。

平成 19 年度末までの盛立量は 50 万 m^3 となっており、残る 2 万 m^3 の盛立は次年度での施工となるが、平成 20 年 8 月から試験通水を行う予定であり、事業年度内

に確実に完了する見込みである。



写真 - 5 調整池本体工事

(4) 大規模地震対策及び石綿管除去対策

豊川用水地域は、平成14年度に東海地震に係る地震防災対策強化地域が拡大され、ほぼ全域が指定されたこと等、大規模地震の発生に伴う社会経済への影響が懸念され水路等施設の耐震強化が急務であること、更に主に石綿管からなる延長400kmを超える支線水路の老朽化が進行していることから、平成18年度に大規模地震対策及び石綿管除去対策に関する新たな事業制度の提案を機構が行い、農林水産省において新規制度の創設及び平成19年度からの事業の実施が認められた。

大規模地震対策については、事業実施にあたっては学識経験者等による第三者委員会により事業計画の客観的な評価を得たうえで実施することとされており、平成19年度においては、第三者委員会を2回開催し、事業計画に対する妥当性について評価を得た。

豊川用水二期事業における事業実施計画の変更については、平成20年1月に事業認可され、大規模地震対策及び石綿管除去対策に着手することができた。今年度は、主に調査・設計業務等を実施した。

中期目標等における目標の達成状況

中期計画最終年度である平成19年度における用水路等事業については、水路工事（改築）施設（ポンプ）改築について、所要の年度計画事業量の実績が確保できた。また、調整池本体工事については、現地状況に的確に対応しつつ、事業年度内に確実に完了する見込みである。

以上により、中期計画に掲げる計画的で的確な事業の実施〔新築事業・改築事業（別表2「用水路等事業」）〕については、本中期目標期間中に着実に目標を達成できたものと考えている。

(2) 計画的で的確な事業の実施 附帯業務及び委託発電業務

(中期目標)

及び に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施に努めること。

(中期計画)

及び に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施を図る。

(年度計画)

上記に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施を図る。

平成19年度は、豊川用水二期事業、思川開発事業等で道路付替工事、拡幅工事等の業務を、滝沢ダム建設事業等で発電に係る受託業務を実施する予定である。

(年度計画における目標設定の考え方)

附帯業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務については、機構本来の業務に付随して実施することが適当な業務であり、当該業務を受託するに際しては基本協定等を締結し、本来業務と同様に的確な実施に努めることとした。

(平成19年度における取組)

附帯業務及び委託発電業務

ダム等建設事業では、付替道路関連等(7件)及び発電取水設備工事(2件)ダム資料館建設工事を関係県や国等から委託を受け、実施するとともに、滝沢ダム、徳山ダム及び川上ダムの各建設事業においては、発電事業者から発電に係る業務の委託を受け、実施した。

用水路等建設事業では、これまで事業に附帯する業務として、道路拡幅工事や橋梁設置工事を関係県や市等から委託を受け実施してきており、今年度は豊川用水二期事業及び香川用水施設緊急改築事業において道路拡幅工事(2件)の委託を受け、的確な実施を行うことで事業の円滑かつ適切な実施に努めた。

表 - 1 附帯業務及び委託に基づき実施した業務

業務等の種別	件数	合計額	委託元
付替道路関係	7	797,150千円	国交省・岐阜県等
取水設備関係	2	183,670千円	埼玉県企業局・電源開発
ダム資料館建設工事	1	18,270千円	揖斐川町
水路工事に伴う道路拡幅工事	2	27,010千円	香川県・豊川市
計		1,026,100千円	

中期目標等における目標の達成状況

附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務については、平成19年度も引き続き、基本協定等に基づき的確に業務を実施してきており、中期計画に掲げる附帯業務及び委託発電業務については、着実に目標を達成したものと考えている。

(2) 計画的かつ的確な事業の実施 特定事業先行調整費制度の適用

(中期目標)

中期目標期間内の事業の実施に当たっては、毎年度の国の予算を踏まえたうえで、的確に行うこと。

(中期計画)

当該中期目標の期間に完成を予定する徳山ダム建設事業の計画的かつ的確な実施を図るため、独立行政法人水資源機構業務方法書第16条第1項に基づき、当該事業に係る独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「法」という。）第21条第1項の国の交付金の一部に相当する資金を支弁する。

支弁する事業年度	限度額	回収期限
平成17年度	6,993百万円	平成20年度
平成18年度	7,800百万円	平成23年度

(年度計画)

平成19年度は、平成17年度に特定事業先行調整費制度を適用し、徳山ダム建設事業に支弁した資金のうち3,475百万円を回収する。

(年度計画における目標設定の考え方)

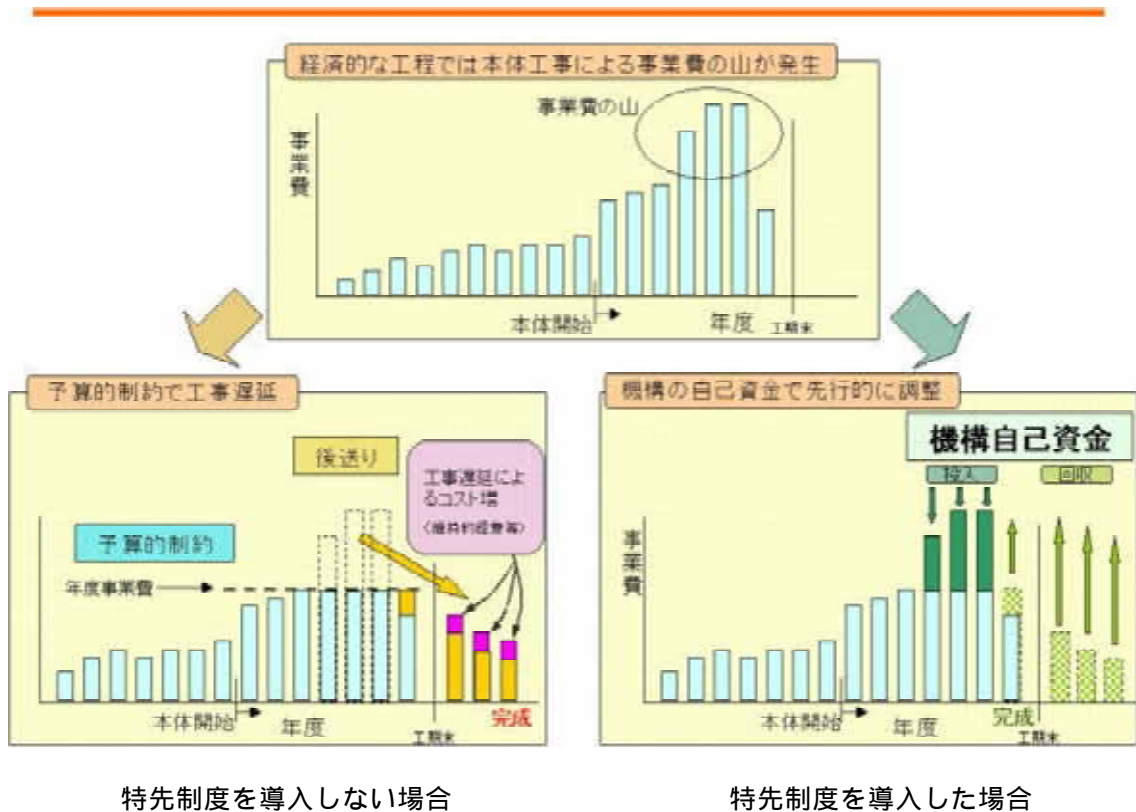
特定事業先行調整費制度の活用により、今中期目標期間中に完了を予定する徳山ダム建設事業の計画的かつ的確な実施を図ることとした。

(平成19年度における取組)

特定事業先行調整費制度の適用等

平成19年度は、平成17年度に特定事業先行調整費制度を適用して、徳山ダム建設事業に支弁した資金のうち、3,475百万円を回収した。

本制度を適用し、徳山ダム建設事業を計画的かつ的確に実施したことにより、平成19年度に同事業が概成し、予定どおり平成20年度からの管理移行が可能となった。



特先制度を導入しない場合

特先制度を導入した場合

図 - 1 特先制度導入の効果 (イメージ)

中期目標等における目標の達成状況

本制度を適用し、徳山ダム建設事業を計画的かつ的確に実施したことにより、平成19年度に同事業が概成し、平成20年度からの管理移行が可能となったことから、中期計画に掲げる特定事業先行調整費制度の適用については、目標を達成したものと考えている。なお、本制度を適用して同事業に支弁した資金については、第2期中期目標期間においても引き続き的確に回収していく。